(2)　農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、(1)の取組を促進する観点から支援を行うよう努めるとともに、農業生産関連事業を行うものは、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとした。（第五条第二項及び第三項関係）

3　良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策

国は、次に掲げる措置等を講ずることとした。

(一)　農業資材事業に係る事業環境の整備（第八条関係）

(1)　農業資材に係る規制について、最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと。

(2)　銘柄が著しく多数である農業資材について、銘柄の集約の取組を促進すること。

(3)　種苗について、民間事業者による生産及び供給を促進するとともに、都道府県等が有する知見の民間事業者への提供を促進すること。

(二)　農業資材事業に係る事業再編等の促進（第九条関係）

(三)　農業資材の調達に必要な情報の入手の円滑化（第一〇条関係）

農産物流通等の合理化を実現するための施策

国は、次に掲げる措置等を講ずることとした。

(一)　農産物流通等事業に係る事業環境の整備（第一一条関係）

(1)　農産物流通等に係る規制について、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと。

(2)　農産物流通等に係る規格について、国の規格の見直しを行うとともに、民間の規格の見直しの取組を促進すること。

(3)　農産物流通等について、情報通信技術等の活用を促進すること。

(二)　農産物流通等事業に係る事業再編等の促進等（第一二条関係）

(三)　農業者等による農産物の直接の販売の促進（第一三条関係）

(四)　農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化（第一四条関係）

(五)　農産物の品質等についての適切な評価（第一五条関係）

5　施策の検討

政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、結果を公表するとともに、施策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることとした。（第一六条関係）

6　事業再編又は事業参入を促進するための措置

(一)　主務大臣は、事業再編等の促進に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めることとした。（第一七条第一項関係）

(二)　計画の認定

(1)　事業再編促進対象事業者等は、事業再編計画等を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとした。（第一八条第一項及び第二一条第一項関係）

(2)　主務大臣は、事業再編計画等が実施指針に照らし適切なものである等と認めるときは、その認定をすることとした。（第一八条第六項及び第二一条第四項関係）

7　支援措置

事業再編等に対する支援措置として、次に掲げる措置を講ずることとした。

(一)　独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証（第二四条関係）

(二)　株式会社日本政策金融公庫による貸付け及び海外での事業再編等における外国の金融機関等からの借入れに対する債務保証（第二五条及び第二六条関係）

(三)　株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等（第二七条～第三〇条関係）

8　雇用の安定

認定事業再編事業者及び国は、事業再編に際し、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第三一条第一項及び第二項関係）

9　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一四六号）（復興庁）

一　福島復興再生特別措置法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　国が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業についての福島県の負担金の額は、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。

2　漁港漁場整備法等の特例

(一)　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事、砂防工事等を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示等しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を公示等することとした。

(二)　主務大臣が福島県等に代わって行うことができる権限は、他人の土地等に立ち入る権限、工事の費用を負担させる権限等とすることとした。

(三)　(二)に規定する主務大臣の権限は、(一)の規定により公示等された工事の区域につき、公示等された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限は、当該工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

(四)　主務大臣は、福島県に代わって一部の権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を福島県に通知しなければならないこととした。

3　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第四八条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第九九条第二項及び厚生年金保険法施行令第四条の二第二項第五号の規定により、公益社団法人福島相双復興推進機構及び国がそれぞれ負担すべき金額を定めることとした。

4　派遣職員（法第四八条の三第七項に規定する派遣職員をいう。）に関し、国家公務員共済組合法施行令の特例を定めることとした。

5　帰還環境整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地は、法第四八条の一五第二号イからハまでに掲げる事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とすることとした。

6　認定重点推進計画に基づいて中小企業者が行う廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業の成果に係る特許発明の特許料等の軽減に関し、手続に必要な申請書の記載事項等及び特許料等の軽減の額を定めることとした。

7　認定重点推進計画に基づいて行うロボットに係る新たな製品又は新技術の開発について、減額使用を認める国有の試験研究施設の範囲、減額の程度等について定めることとした。

8　権限の委任

(一)　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う砂防工事等に係る主務大臣の権限を、地方支分部局の長に委任することとした。

(二)　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理並びに廃棄物の処理における環境大臣の報告の徴収及び立入検査に係る権限を、地方環境事務所長に委任することとした。

二　土地改良法施行令及び厚生年金保険法施行令の一部改正関係（第二条及び第三条関係）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二九年法律第三二号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。